

**当社とネットカルチャー合同会社との吸収合併に関する
会社法第 794 条第 1 項に基づく備置書類**

東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
ソフトバンクグループ株式会社
代表取締役 会長 兼 社長執行役員 孫 正義

1. 合併契約書

別紙 1 のとおり、2021 年 5 月 21 日付で、当社とネットカルチャー合同会社を当事者とする合併契約書を締結いたしました。

2. 会社法施行規則第 191 条第 1 号に定める会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社（ネットカルチャー合同会社）の全持分を所有していますので、本吸収合併による吸収合併消滅会社の持分保有者に対する当社の株式又は株式に代わる金銭等の交付はございません。

3. 会社法施行規則第 191 条第 2 号に定める会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項について定めがないことの相当性に関する事項

吸収合併消滅会社（ネットカルチャー合同会社）は、新株予約権を発行していないため当該事項についての定めはございません。

4. 会社法施行規則第 191 条第 3 号イに定める吸収合併消滅会社（ネットカルチャー合同会社）の最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 のとおり

5. 会社法施行規則第 191 条第 3 号ハに定める吸収合併消滅会社（ネットカルチャー合同会社）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

6. 会社法施行規則第 191 条第 5 号イに定める吸収合併存続会社（当社）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状

況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を決議し、以下の通り消却を実施しました。

- (1) 消却する理由：発行済株式総数の減少を通じた株主利益の増大のため
- (2) 消却方法：利益剰余金から減額
- (3) 消却した株式の種類：ソフトバンクグループ(株)普通株式
- (4) 消却した株式の数：340,880,200 株（消却前の発行済株式総数に対する割合16.31%）
- (5) 消却日：2021年5月11日
- (6) 消却後の発行済株式総数：1,748,934,130 株

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を決議し、以下の通り消却を実施しました。

- (1) 消却する理由：発行済株式総数の減少を通じた株主利益の増大のため
- (2) 消却方法：利益剰余金から減額
- (3) 消却した株式の種類：ソフトバンクグループ(株)普通株式
- (4) 消却した株式の数：25,980,400 株（消却前の発行済株式総数に対する割合1.49%）
- (5) 消却日：2021年5月20日
- (6) 消却後の発行済株式総数：1,722,953,730 株

7. 会社法施行規則第191条第6号に定める吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社（当社）の債務の履行の見込みに関する事項

2021年3月31日現在の当社及び吸収合併消滅会社（ネットカルチャー合同会社）の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
ソフトバンクグループ株式会社（当社）	19,234,339	15,698,219	3,536,120
【2021年3月31日現在】	百万円	百万円	百万円
ネットカルチャー合同会社	950,265	184,554	765,711
【2021年3月31日現在】	百万円	百万円	百万円

いずれの会社についても、資産内容上短期支払い能力に問題はなく、合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておられません。

よって、本吸収合併により当社の負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断します。

以 上

本書は、原本に相違ないことを証明します。

2021 年 5 月 21 日

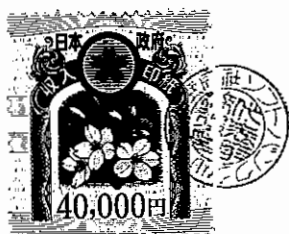
東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号

ソフトバンクグループ株式会社

代表取締役 会長 兼 社長執行役員 孫 正義



合 併 契 約 書



合 併 契 約 書

ソフトバンクグループ株式会社（以下「SBG」という。）及びネットカルチャー合同会社（以下「ネットカルチャー」という。）は、次のとおり合併に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 SBG及びネットカルチャーは、SBGを吸収合併存続会社、ネットカルチャーを吸収合併消滅会社として合併し（以下「本合併」という。）、SBGはネットカルチャーの権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：ソフトバンクグループ株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目7番1号

（2）吸収合併消滅会社

商号：ネットカルチャー合同会社

住所：東京都港区海岸一丁目7番1号

（合併に際して消滅会社の社員に交付する株式等）

第2条 SBGは、本合併に際し、ネットカルチャーの社員に対して、SBGの株式等いかなる対価も交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金）

第3条 本合併により増加すべきSBGの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本件効力発生日（第5条に定める。）におけるネットカルチャーの資産及び負債の状態により、SBG及びネットカルチャー間で協議の上、これを変更することができる。

（1）資 本 金：本合併により資本金は増加しないものとする。

（2）資 本 準 備 金：本合併により資本準備金は増加しないものとする。

（3）利 益 準 備 金：本合併により利益準備金は増加しないものとする。

（本合併の承認）

第4条 SBGは会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を経ずに本合併を行うものとする。

2 ネットカルチャーは会社法第793条第1項に基づき、総社員の同意を得た上で、本合併を行うものとする。

（効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日は2021年7月1日とする（以下「本件効力発生日」という。）。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、SBG及びネットカルチャー間で協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 ネットカルチャーは、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務（次項で定めるものを含む。）を本件効力発生日においてSBGに引継ぐ。

2 SBG及びネットカルチャーは、別紙に定める本件ファンドのリミテッドパートナーとしてネットカルチャーが保有する、Relevant Interestの取り扱いについて、次の各号のとおり定める。なお、本項で使用する用語は、別段の定めがない限り、SBG、ネットカルチャー、本件ファンド、SVF GP (Jersey) Limited及びSB Investment Advisers (UK) Limited間において2021年5月21日付けで締結する「AGREEMENT OF

ADHERENCE, CONSENT AND RELEASE」(以下「Adherence Agreement」という。)に定める用語と同一の意味を有する。

- (1) ネットカルチャーは、本件効力発生日をもって、Relevant InterestをSBGに移転する(以下「本件移転」という。)。本件移転の効力が有効に生じることを条件として、SBGは、ネットカルチャーが本件ファンドのリミテッドパートナーとして保有していたすべての地位を承継する。
 - (2) SBGは、本件移転の効力が有効に生じることを条件として、各AIV LPAsに定められた各本件ファンドのリミテッドパートナーとしてのすべての義務及び責任を負うこと、及びAIV LPAsに定められたRelevant Interestに関するすべての条件を遵守することについて同意する。
 - (3) 本件移転の効力発生後に生じた、Relevant Interestに関する、AIV LPAsに基づくすべての義務及び責任は、SBGが負うものとする。
- 3 ネットカルチャーは、2021年4月1日から本件効力発生日までの資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容をSBGに明示する。

(会社財産の管理義務)

第7条 SBG及びネットカルチャーは、本契約締結後、本件効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめSBG及びネットカルチャー間で協議し合意の上、これを行う。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第8条 本契約締結の日から本件効力発生日までに、天災地変その他の事由により、SBG又はネットカルチャーの資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、SBG及びネットカルチャー間で協議の上、書面により本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、本契約の履行に必要な法令に定める関係官公庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めない事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、SBG及びネットカルチャー間で協議の上、これを定める。

(本頁以下余白)

本契約締結の証として本書一通を作成し、当事者それぞれ記名捺印の上、SBGが原本を保有し、ネットカルチャーはその写しを保有する。

2021 年 5 月 21 日

SBG：

東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンクグループ株式会社

代表取締役 会長兼社長執行役員 孫

正義



ネットカルチャー：

東京都港区海岸一丁目7番1号

ネットカルチャー合同会社

代表社員 ソフトバンクグループ株式会社

職務執行者 大庭 則一



第 21 期
計 算 書 類

自 2020 年 4 月 1 日
至 2021 年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
社員資本等変動計算書
個 別 注 記 表

ネットカルチャー合同会社

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	39,518,559	流 動 負 債	1,210,000
現 金 及 び 預 金	39,482,929	未 払 法 人 税 等	1,210,000
未 収 還 付 法 人 税 等	35,630		
固 定 資 産	950,225,297,488	固 定 負 債	184,552,923,970
投 資 其 他 の 資 産	950,225,297,488	関 係 会 社 長 期 借 入 金	184,552,923,970
その他の関係会社有価証券	950,225,297,488		
		負 債 合 計	184,554,133,970
		(純資産の部)	
		社 員 資 本	765,710,682,077
		資 本 金	80,700,000
		資 本 剰 余 金	782,476,249,037
		利 益 剰 余 金	△ 16,846,266,960
		純 資 産 合 計	765,710,682,077
資 産 合 計	950,264,816,047	負 債 ・ 純 資 産 合 計	950,264,816,047

損 益 計 算 書

（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：円）

科 目	金 額	
売上高		-
売上原価		-
売上総利益		-
販売費及び一般管理費		1,562,860
営業損失		1,562,860
営業外収益		
為替差益	28,486,190	
その他	8,477,153	36,963,343
営業外費用		
支払利息及び割引料	4,101,584,172	
その他	136,200	4,101,720,372
経常損失		4,066,319,889
特別損失		
関係会社株式評価損	14,804,301,764	14,804,301,764
税引前当期純損失		18,870,621,653
法人税、住民税及び事業税	1,210,000	1,210,000
当期純損失		18,871,831,653

社員資本等変動計算書

（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：円）

	社 員 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	社 員 資 本 合 計	
2020年4月1日残高	80,700,000	782,476,249,037	2,025,564,693	784,582,513,730	784,582,513,730
事業年度中の変動額					
当期純損失	-	-	△18,871,831,653	△18,871,831,653	△18,871,831,653
事業年度中の変動額合計	-	-	△18,871,831,653	△18,871,831,653	△18,871,831,653
2021年3月31日残高	80,700,000	782,476,249,037	△16,846,266,960	765,710,682,077	765,710,682,077

個別注記表

(重要な会計方針にかかる事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券
時価のないもの : 移動平均法による原価法

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

第 21 期

計算書類に係る附属明細書

自 2020 年 4 月 1 日
至 2021 年 3 月 31 日

ネットカルチャー合同会社

販売費及び一般管理費の明細

(単位:円)

勘定科目	金額	摘要
業務委託費	1,320,000	
支払報酬	42,000	
租税公課	41,860	
銀行手数料	159,000	
合計	1,562,860	